

国有林材の安定供給システム協定書（実施要領第 2 条 1 号）

国有林材の安定供給システムによる販売の実施に関し、関東森林管理局長 松村 孝典（以下「甲」という。）、【需要者】〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで下記により協定する。

令和 7 年 月 日

甲 住所 群馬県前橋市岩神町 4 丁目 1 6 番 2 5 号

氏名 関東森林管理局長 松村 孝典

乙 住所

氏名

記

第 1 条 甲乙双方は、信義に則り、相互に協力し、かつ、誠実にこの協定の遵守に努めるものとする。

第 2 条 甲は、この協定に基づく林産物の販売計画を次のとおり定めるとともに、当該林産物の安定供給に努めるものとする。

物件番号	国有林等	樹種	材種	長級 (m)	数量 (m ³)
1-〇	(甲) 国有林 〇〇森林管理署				
計					

第 3 条 乙は、前条の計画に基づき供給される林産物の購入に努めるとともに、購入する林産物の利用及び加工・流通等に係る取組その他について、別添企画提案書の内容を踏まえたものとなるよう努めるものとする。

第 4 条 乙は、甲に対し、企画提案書に記載した取組の実施状況について報告を行うものとする。

第 5 条 林産物の販売は、森林管理署長、森林管理署支署長又は森林管理事務所長と乙と

の売買契約に基づき行うものとする。

第6条 乙は、購入した林産物について、その売払いを受けた目的以外に使用し、消費し、担保に供し、又は他人に譲り渡してはならない。

第7条 甲は、乙が前条の規定に反していた場合にはこの協定を解除することができる。

第8条 甲乙双方は、特に必要と認める場合は、協議の上、この協定の変更又は解除をすることができるものとする。

第9条 次の特約条件を付するものとする。

(1) 甲は、この協定に基づき販売する物件が、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものであることを証明するものとする。

(2) 乙は、この協定に基づき甲より購入した物件が、合法性・持続可能性を確保した木材から生産された木材・木材製品であることを需要者にPRするよう努めるものとする。

(3) 甲は、乙から前項の取組状況について、報告を求めることができるものとする。

(4) 乙は、毎年度終了後、「システム販売実行済報告書」を関係森林管理署長等を経由して森林管理局長に提出するものとする。

(5) 自然災害、事故及び犯罪など乙の責のない事由による場合を除き、年間購入量が協定数量の8割を下回る場合は、乙は、次年度のシステム販売公募には参加できないものとする。

(6) 甲が東北地方太平洋沖地震の復旧・復興資材として供給することが必要と認められた場合、または、甲が緊急に公用・公共用又は公益事業の用に供する必要があると認めた場合には本協定にかかわらず、甲が他に供給することができることとする。

(7) 国有林材の供給調整の必要性が生じた場合には、乙は、甲が実施する国有林材の販売の時期及び数量の調整に可能な範囲で協力するよう努めるものとする。

第10条 甲及び乙の協定数量の2割以上の増減見込みとなる場合は、甲乙協議の上、その取扱いを決定するものとする。

なお、変更協定を行った場合の販売数量については、変更後の協定数量を超えないものとする。

第11条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、定めるものとする。

国有林材の安定供給システム協定単価

国有林材の安定供給システム協定書第2条に係る協定単価を別紙のとおり定め、
令和7年 月 日から適用とする。

令和7年 月 日

甲 住所 群馬県前橋市岩神町4丁目16番25号

氏名 関東森林管理局長 松村 孝典 印

乙 住所

氏名 印

別紙

安定供給システム販売協定単価表

(単位：m、cm、円)

物件番号	〇ー〇	森林管理署名		〇〇署	
樹種	材種	長級	径級	価格	